

イノシシ等が出没したときの 対応マニュアル



平成 28 年 9 月改訂

香 川 県

目次

1	現状と課題	1
2	目的	1
3	出没時の第1次受信部署の役割と連絡体制	
1)	第1次受信部署による情報の整理	1
2)	第1次受信部署の対応	1
	◆住居集合地域等にイノシシが出没した人身被害が発生又はそのおそれが生じた場合	
	◆農作物被害が発生した又はそのおそれが生じた場合	
4	県庁・警察本部等における関係各課・所等の役割	3
5	関係団体の役割	5
6	住居集合地域等にイノシシ等が出没したときの段階的対応	5
1)	段階的な対応の区分	5
2)	各段階における対応方針及び具体的な対策	6
	・参考資料1 周辺住民への注意喚起の文例	8
	・参考資料2 住居集合地域等における有害鳥獣対策について	9
	・参考資料3 住居集合地域等にイノシシ等が出没したときの段階的対応	11
	・参考資料4 連絡体制フロー図	12
	・通報連絡票 様式	13
	・緊急連絡先一覧表（香川県庁・警察本部、県出先機関、警察署）	14
	・市町連絡先一覧表	15

1 現状と課題

近年、イノシシやニホンザルが住居集合地域等に頻繁に出没し、不安を感じた県民から、市町、警察署をはじめ、県庁や県出先機関に通報が多く寄せられており、実際に人身被害が発生するなど、大きな問題となっている。このため県では、県民からの通報に迅速かつ適切に対応するため、平成23年5月、このマニュアルを作成し、各関係機関・団体の役割分担や連絡体制などを整備し、対応してきたところであるが、出没件数と人身被害が急増していることから、イノシシ等の出没状況に応じた具体的な対応（以下「段階的な対応」という。）を関係機関で共有し、的確に対応する必要がある。

2 目的

このマニュアルは、イノシシ又はニホンザル（以下「イノシシ等」という。）が住居集合地域等や田畑などの農地に出没し、人身被害や農作物被害の発生又はそのおそれが生じた場合に適切に対処するため、県・市町等の役割を決めるとともに連絡体制を整備し、必要な対策や的確な段階的対応により、被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

3 出没時の第1次受信部署の役割と連絡体制

1) 第1次受信部署による情報の整理

住民等からイノシシ等の出没の情報を受けた機関・部署（以下「第1次受信部署」という。）は、別紙「通報連絡票」に掲げる下記事項を聴き取り、整理後、速やかに、関係機関に通知する。

通報者／目撃日時／目撃個体の種類・状況（種類、状況、場所）
負傷者の有無／目撃時の状況／市町や警察への連絡の有無

なお、第1次受信部署として、市町、警察署、県出先機関を想定している。

2) 第1次受信部署の対応

第1次受信部署としてのそれぞれの役割及び対応は、次のとおりとする。

◆ 住居集合地域等にイノシシが出没した場合◆

市町

★地域住民に一番身近な自治体として

- ① 管轄する警察署及び県みどり保全課に「通報連絡票」を送付するとともに、引き続き、情報収集を継続する。

※ 必要に応じ、隣接市町への情報提供を行うものとする。

※ FAXでの情報提供に当たっては、電話による確認作業を行うものとする（以下、同じとする。）

- ② 住民及び関係機関（※1）への注意喚起を行う。（→参考資料1）

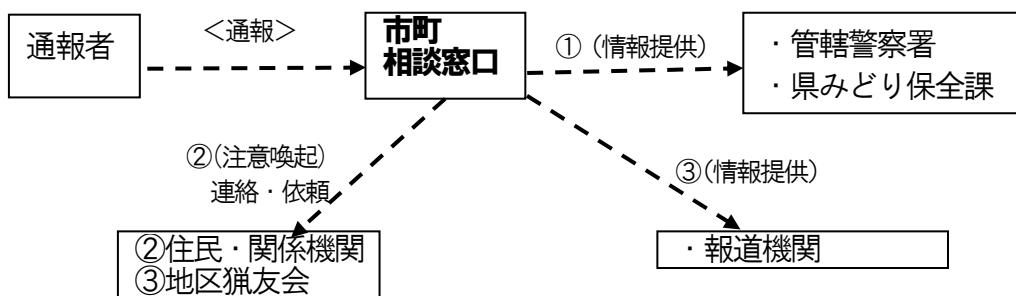
※1 関係機関の例

- 【幼稚園・保育所・学校】・・・児童・生徒等に対する注意喚起
- 【自治会、公民館等】・・・地域住民に対する注意喚起
- 【福祉・介護関連施設】・・・通所・入所者等への注意喚起
- 【商業施設等】・・・買物客等に対する注意喚起

※ 市町の実情に応じ、連絡先一覧表を作成しておくことが望ましい。

※ 出没時の対応の仕方について、住民に対して、日頃から公民館活動や広報誌等を活用した普及啓発活動を行う。

③ 必要に応じ報道機関への情報提供を行う。



警察署

★地域住民の安全を確保するため

- ① 地元市町（相談窓口）と県みどり保全課に「通報連絡票」を送付するとともに、引き続き、情報収集を継続する。
- ② 周辺住民への注意喚起を行い、被害の発生・拡大防止に努めるものとする。
- ③ 情報収集の継続及び隣接警察署へ情報提供を行う。

県出先機関（保健福祉事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所）

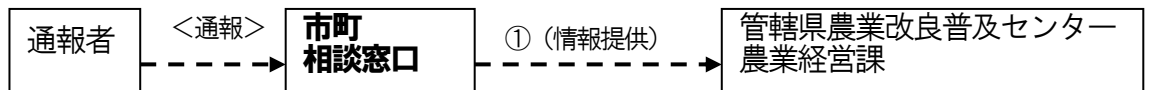
★ 保健福祉事務所はイヌ・ネコ、農業改良普及センターは鳥獣による農業被害、家畜保健衛生所は家畜に関する県の相談窓口であり、イノシシ等が出没した場合に、目撃者等からの通報が想定される機関である。

- ① 地元市町（相談窓口）、県みどり保全課及び管轄警察署へ「通報連絡票」を送付する。
- ② 送付した後の対応は次のとおりとする。
 - ・ 農業改良普及センターは、出没したニホンザルの行動単位（ハナレ又は群れの別）の確認（→参考資料2）

◆ 農作物被害が発生した場合 ◆

市町

- ① 管轄の県農業改良普及センター及び県農業経営課へ「通報連絡票」を送付する。
 - ※ 必要に応じ、隣接市町への情報提供を行うものとする。



県出先機関（県農業改良普及センター）

- ① 地元市町へ連絡した後、県農業経営課へ連絡する。
- ② 連絡後の対応は次のとおりとする。

※ 必要に応じ、情報収集の継続及び隣接する県農業改良普及センターへ情報提供を行う。

4 県庁等における関係各課・所等の役割

みどり保全課

★ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に関する事務を所管

- 狩猟や有害鳥獣捕獲によるイノシシ等の捕獲による鳥獣被害対策を実施するほか、市町からの要望に基づき、住居集合地域等の周辺、奥山、離島等の捕獲困難な地域において、県が主体となって「指定管理鳥獣捕獲等推進事業」を実施する。
※ 狩猟免許の取得、有害鳥獣の捕獲許可（許可そのものは市町長権限）の相談窓口
担当：鳥獣対策・野生生物グループ 087-832-3212
- 香川県鳥獣被害防止対策本部・協議会の事務局として、鳥獣被害防止を図るための施策の総合調整を行う。
- イノシシ等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、市町・警察署・県出先機関・関係団体との情報の共有化を行う。
- 「香川県野生鳥獣対策システム」で「出没集中区域」が発生した場合、その情報を市町及び警察署に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。
- 事例分析等を行い、被害対策の改善を図る。

<緊急時の役割>

- 第1次受信部署から提供された情報について、県庁内関係各課及び県警本部に対し、情報提供を行う。
- 市町からの要請に基づき、イノシシを興奮させないように努めたうえで、別に定めるマニュアルに従って、麻酔銃による捕獲を実施する。

農業経営課（農業試験場病害虫防除所、農業改良普及センター）

★ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に関する事務を所管

- 香川県鳥獣被害防止対策本部・協議会の事務局として、鳥獣被害防止を図るための施策の総合調整を行う。
- 農作物被害の防止対策及び関係農業団体等との連絡調整を行うとともに、鳥獣被害防止総合対策等を実施する。

- 農業試験場病害虫防除所、各農業改良普及センターを通じ、主として農作物への被害防止対策のための取組みを市町などと協力して行う。
※被害防止対策等の相談窓口
担当：環境・植物防疫グループ 087-832-3411
- 農作物被害の実態調査及び防止対策の企画立案を行う。
- 関係農業団体との連絡調整を行う。
- みどり保全課が行う事例分析への協力を行う。（地域ごとの問題点の抽出など）
- 農業試験場病害虫防除所は、被害防止技術の普及啓発を行う。
- 農業改良普及センターは、集落等への被害防止技術等の普及啓発を行う。

畜産課

★「家畜伝染病予防法」に関する事務を所管

<緊急時の役割>

- イノシシは、口蹄疫等、豚の家畜伝染病を媒介する可能性があることから、みどり保全課から通報を受けた場合は、イノシシの状況や出没した場所等を確認し、管轄の家畜保健衛生所に情報提供する。
- みどり保全課及び市町が行う麻酔銃による捕獲のために、麻酔薬の処方在家畜保健衛生所に指示する。

生活衛生課

★「食品衛生法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する事務を所管

- 狩猟又は有害捕獲により捕獲されたイノシシ・シカ等を食肉として衛生的に処理し、活用するための食品衛生に関する技術的助言を行う。

<緊急時の役割>

- みどり保全課から通報を受けた場合は、イノシシ等の出没した場所等を確認し、必要に応じてイノシシ等の移動が予想される周辺の保健福祉事務所等に情報提供する。

警察本部（各警察署）

- 出没等の情報を県（みどり保全課）、管轄する市町に提供する。
- 周辺住民に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。出没集中区域についてはパトロールを強化する。

<緊急時の役割>

- 出没地域及びその周辺の警戒態勢を強化するとともに、隣接する警察署に情報提供する。
- 捕獲隊が追い払い又は「緊急捕獲」を実施する場合には、別に定めるマニュアルに従ってこれを支援するとともに、現場周辺の住民の退避、交通整理を行うなど、安全確保を徹底し、不測の事態に備える。

5 関係団体の役割

各地区猟友会

- 関係市町、警察署と連携して、被害防止のための追い払い又は有害鳥獣捕獲に協力する。
- 住居集合地域等の周辺でイノシシ等の出没の可能性が高い場所を確認した場合には、当該市町に情報を伝え、市町からの要望に基づき捕獲隊の編成を準備する。予防措置を実施する。

農業協同組合

- 出没等の状況について農業者に伝え、予防の周知を図る。
- 関係機関との情報共有を図り、被害防止のための営農指導等被害防止対策に協力する。
- 農業者に対して、関係市町と連携して侵入防止柵の整備など、被害防止対策への支援を行う。

農業共済組合

- 農業共済に加入している農作物の被害状況を確認し、その状況に応じた対応を行う。
- 被害状況を取りまとめ、関係機関との情報共有を図り、被害防止対策に協力する。
- 侵入防止柵などの施設整備を支援する。

6 住居集合地域等にイノシシ等が出没したときの段階的対応

1) 段階的対応の区分

- ① 関係機関は次のとおり定めるイノシシ等の出没状況に応じて、段階的に対応するものとする。
ただし、通報内容には不確実な内容を含むものも多いことから、市町及び県みどり保全課は、第1次受信部署（警察署等）から「通報連絡票」で通報のあった情報、直接受けた通報について、通報者に再確認するなどして精査し、その結果について第1次受信部署にフィードバックするものとする。

※ ただし、出没してから一定の時間が経過した情報であったり、現在は出没したりしていないことが明らかである場合は除く。

- ② みどり保全課は、イノシシ等の出没状況を総合的に判断し、次の3段階に区分する。

出没レベル1	出没等の情報はあがるが、日常生活において遭遇、人身被害が発生するおそれの低い場合
	■ 山の中での目撃、又夕場等の痕跡の発見 ■ 住居集合地域等の周辺、集落に近い農地での単発的な出没
出没レベル2	日常生活において遭遇、人身被害の発生するおそれが高い場合
	■ 住居集合地域等の周辺、集落に近い農地で連日、又は頻繁に、ほぼ同一の地域において、イノシシ等が出没（出没集中区域）
出没レベル3	緊急に対策が必要な場合
	■ 住居集合地域等、集落に出没し、そのまま滞在した場合 ■ 人家や施設等に侵入、又は立て籠もった場合 ■ 実際に人身被害が発生し、そのままイノシシ等が逃走した場合

- ③ みどり保全課は、通報連絡票により収集した出没等の情報を「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、「出没レベル2」の状態に達したと判断したときは、「出没集中区域」の区域を具体的に指定して関係機関に通知する。

2) 各段階における対応方針及び具体的な対応

- ① 各段階における対応方針及び具体的な対応は次のとおりとする。

出没レベル1

(対応方針) 通報連絡票による情報の精査と共有に努めながら、注意喚起を行う	
県 (みどり保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出没等の情報を「通報連絡票」により収集する ■ 収集した出没等の情報を「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、関係市町、警察署等に情報提供する ■ 必要に応じて現地確認を行い、対策について市町に助言を行う
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出没等の情報を県（みどり保全課）、管轄する警察署に提供する ■ 必要に応じて現地確認を行い、出没地域周辺の住民に注意喚起を行うとともに、生ごみ等、出没する要因が明らかな場合には、撤去を指導する ■ 現地確認の結果、捕獲が可能である場合には、地区猟友会員で編成する捕獲隊による有害鳥獣捕獲を検討する
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出没等の情報を県（みどり保全課）、管轄する市町に提供する。 ■ 周辺住民に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う

出没レベル2

(対応方針) 「出没集中区域」の周辺住民、関係機関に対して注意喚起を徹底し、出没個体を捕獲する	
県 (みどり保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「香川県野生鳥獣対策システム」で「出没集中区域」が発生した場合、その情報を市町及び警察署に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う ■ 県が「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施している地域では、市町捕獲隊による有害捕獲が困難な場合には、県捕獲隊による捕獲を実施する
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「出没集中区域」の周辺住民（自治会）、関係機関に対して、すみやかに注意喚起を行う ■ 現地確認を実施し、周辺の森林等で捕獲に適した場所がある場合には、地区猟友会員で編成する市町捕獲隊による有害鳥獣捕獲を実施する ■ 現地確認の結果、イノシシの誘因となっている収穫残さや生ごみ、菜園等がある場合には、自治会や所有者等に撤去又は防護を指導する

警察署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒集中区域のパトロールを強化するとともに、出沒等の情報を県（みどり保全課）、管轄する市町に提供する ■ 周辺住民に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う
-----	---

出沒レベル3

<p>(対応方針)</p> <p>緊急に関係市町の担当課長を長とする「現地対策チーム」を設置し、関係機関が連携して追い払い又は「緊急捕獲」を実施する</p>	
県 (みどり保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「現地対策チーム」に職員を直ちに派遣し、対応を支援する ■ 追い払いも捕獲も困難な場合には、市町からの要請に基づき、イノシシを興奮させないように努めたうえで、別に定める「麻醉銃を使用したイノシシ捕獲技術マニュアル」に従って、麻醉銃による捕獲を実施する
市町	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺住民（自治会等）及び関係機関に対して、注意喚起を行うとともに、担当課長を長とする「現地対策チーム」を設置し、地区猟友会員で編成する市町捕獲隊を編成する ■ 「現地対策チーム」は、常時、最新情報の把握に努め、県と警察署に情報提供を行うとともに、「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に従って、「追い払い」又は「緊急捕獲」を実施する ■ 追い払いも捕獲も困難な場合には、イノシシを興奮させないように努めたうえで、「麻醉銃を使用したイノシシ捕獲技術マニュアル」に従って、麻醉銃による捕獲を実施する（配備していない市町については県に麻醉銃による捕獲を要請する）
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒地域及びその周辺の警戒態勢を強化するとともに、隣接する警察署に情報提供する ■ 捕獲隊が追い払い又は「緊急捕獲」を実施する場合には、「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に従ってこれを支援するとともに、現場周辺の住民の退避、交通整理を行うなど、安全確保を徹底し、不測の事態に備えるものとする

【参考資料1】 ---周辺住民への注意喚起の文例---

※使用例：市町広報等に掲載、出沒時の有線放送

<イノシシの場合>



〇〇の皆様へのお知らせ

(現在、〇〇市〇〇町付近でイノシシの出沒情報があります。)

イノシシを目撃したら、近づかず、興奮させないように静かにイノシシから見えない場所に避難しましょう。

目撃した場所を〇〇市〇〇課(電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)へ通報してください。

草むら、やぶ等のイノシシの隠れ家の存在や、生ゴミの放置、放任果樹などによる餌付け行為は、イノシシ出沒の原因となりますので、環境管理にご協力をお願いします。

また、**犬を連れているときは危険**です。イノシシは、犬と飼い主を敵と判断し、攻撃してくる可能性があります。犬の散歩をするときは、十分に注意してください。

もし、イノシシに出会ってしまったら？

- **何もせず放っておきましょう。**(イノシシは臆病なので、ほとんどの場合はそのまま逃げていきます。)
- **ゆっくりと後退し、静かにその場を立ち去りましょう。**
- **決して威嚇したり、追い払おうとしないでください。**

<ニホンザルの場合>

〇〇の皆様へのお知らせ

(現在、〇〇市〇〇町付近でニホンザルの出沒情報があります。)

ニホンザルを目撃したら、目撃した場所を〇〇市〇〇課(電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)へ通報してください。



通常、野生のニホンザルは、人間を恐れています。**近づくと逃げる場合は、棒を持って威嚇し、その場から積極的に追い払ってください。**

しかし、追い払ってもなかなか逃げない場合や逆に威嚇してくる場合は、人馴れした危険なニホンザルの可能性がありますので、興奮させないように静かにニホンザルから離れましょう。

また、生ゴミの放置、放任果樹などによる餌付け行為は、ニホンザル出沒の原因となりますので、環境管理にご協力をお願いします。

【参考資料 2】 住居集合地域等における有害鳥獣対策について

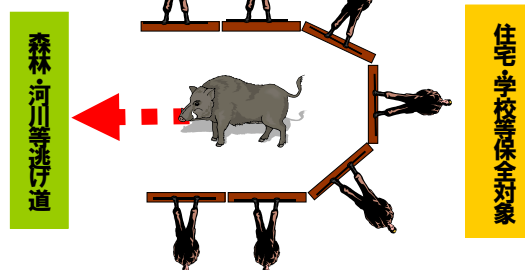
イノシシの場合

1. 追い払いについて

- 住居集合地域等においては、初期対応として追い払いを行わざるを得ない状況が多い。

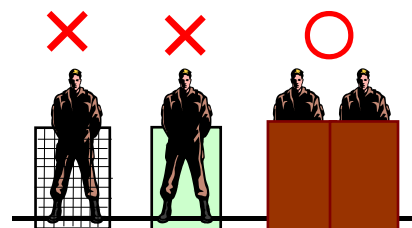
<追い払いの方向の検討>

- 常に追い払う方向（森林、河川等）を明らかにし、イノシシの逃げ場を確保した上で組織的に追い払いを行うことが重要である。
- 学校や幼稚園、高齢者施設等の位置を十分認識し、適切な方向とする。



<安全の確保>

- 追い払いは十分に距離を確保して行うこと、無理をして捕獲しないなど、安全確保に十分留意し、必要に応じ熟練度の高い猟友会員の指導の下、実施することが望ましい。
- イノシシの場合は、見通しが良い方向に逸走する可能性が高いことから、学校等の施設がある方向に移動させないようにするためには、**大きな板などを柵**（※1）にして複数の人数で密集して、当該方向への見通しがきかないようにして進路を遮り、追い払いたい方向のみ見通しが利くようにすることが重要である。なお、見通しの良い網等で進路を遮ろうとすると、逆にこれに向かって突進してくるので注意すること。



※1 透視が不可能な素材（合板、ブルーシート等）であること。網等の透視可能な素材の場合、通過できるものとイノシシが判断し、逆に突進してくる危険があるため。また、盾同士、盾と地面との間に隙間ができないようにすること。

2. 有害鳥獣捕獲について

住民又は警察署から通報があった場合には、発見場所及びイノシシ等の状態を確認し、**住民に危害が及ぶ可能性が高いと判断される場合**には、市町において、生活環境に係る被害が発生するおそれがあるものとして、有害鳥獣捕獲許可（※2）により、捕獲従事者の安全を確保の上、捕獲を図るものとする。

※2 有害鳥獣捕獲とは

- ・ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条に規定される、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的のための捕獲許可。
- ・ 被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として、防除対策によっても被害が防止できないと認められた場合に、所定の手続きを経て、その捕獲が認められるもの。
- ・ なお、環境省令で定める希少鳥獣及び香川県レッドデータブック掲載種以外の鳥獣については、その捕獲許可権限を、知事から市町長に移譲している。

ニホンザルの場合

1. 追い払いについて

<習性に応じた対応>

- 住居集合地域等で徘徊するニホンザルを「はこわな」で捕獲しようとしても、容易には入らず、対応が長期化することが予想される。
- このような場合であっても、人慣れた個体でない限り、**ハナレザル**は(※3)定着することはまれなので、市町と住民が協力し、粘り強く追い払いを継続することが必要である。



小型のはこわなの例

農林水産省「野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル、カラス(捕獲編)」より

※3 ハナレザル

ニホンザルは通常、有力なメスを中心とした10～100頭程度の群れを形成する。群れの中で生まれたオスは4～5歳で群れを放れ単独行動に入る。これを通称「ハナレザル」という。若いオス同士で数頭のグループを形成することもある。

群れやグループ単位で行動するニホンザルが住居集合地域等周辺で出没する場合には、定着度が強いことから、本格的かつ組織的な追い払い活動(捕獲を含む)が必要である。初期対応は、まず、このようなニホンザルの行動単位の把握が重要となる。

- 常時、**威嚇**(※4)を行うことによって、安住できる場所ではないことを学習させることが最も重要である。

※4 威嚇の方法

追い払いに使う道具としては、「電動ガン」「パチンコ」「動物駆逐用煙火」などがある。(農林水産省「野生鳥獣被害防止マニュアル(実践編)」より)



追い払いに使用する「電動ガン」の例

<不動化の方法>

- 追い払いの結果、住宅等の中に閉じ込めることができた場合は、そこでの一時捕獲となるが、網等で捕獲が困難な場合には、県みどり保全課において麻酔薬(吹き矢)によってニホンザルを不動化することも可能であるので相談されたい。

2. 有害鳥獣捕獲について

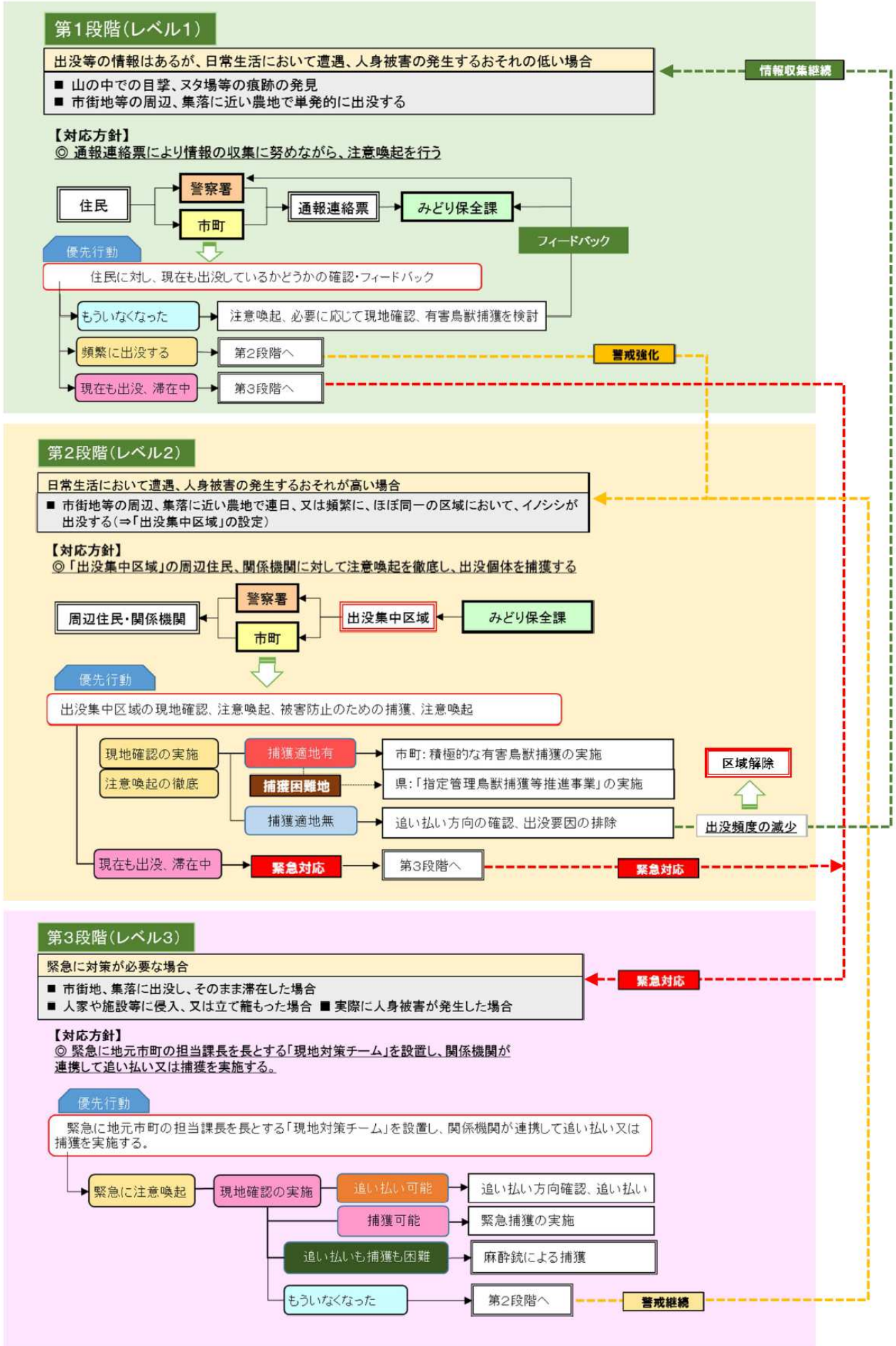
市街地に長く定着し、被害を発生させる個体、いわゆる**人慣れたハナレザル**(※3)については人身被害を発生させる可能性が高いため、市町において、積極的に有害鳥獣捕獲許可(※1)により、捕獲従事者の安全を確保の上、はこわな等を使用して捕獲を図るものとする。

市街地周辺で長期間にわたり数頭の群れで行動し、被害を発生させるニホンザルも同様とする。



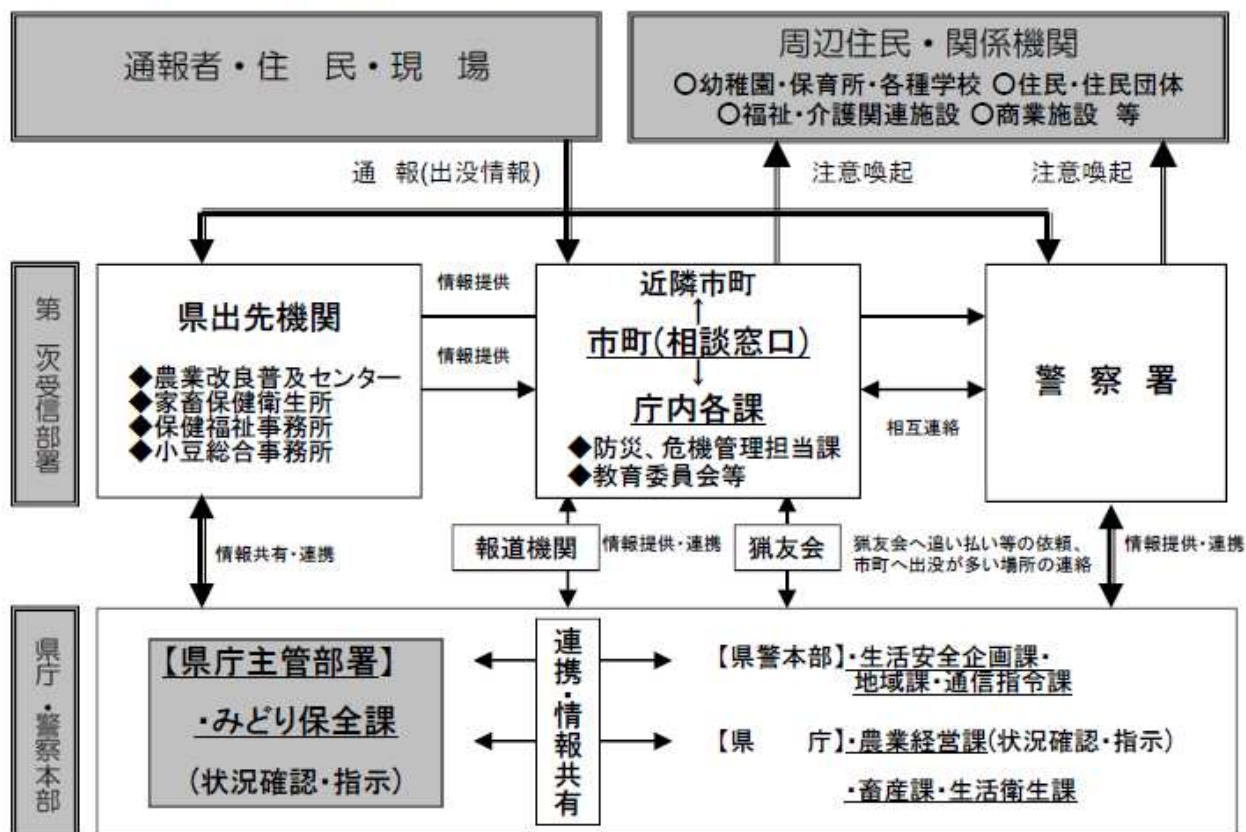
ハナレザルは、4～5歳のオスザルである

【参考資料 3】 住居集合地域等にイノシシ等が出没したときの段階的対応

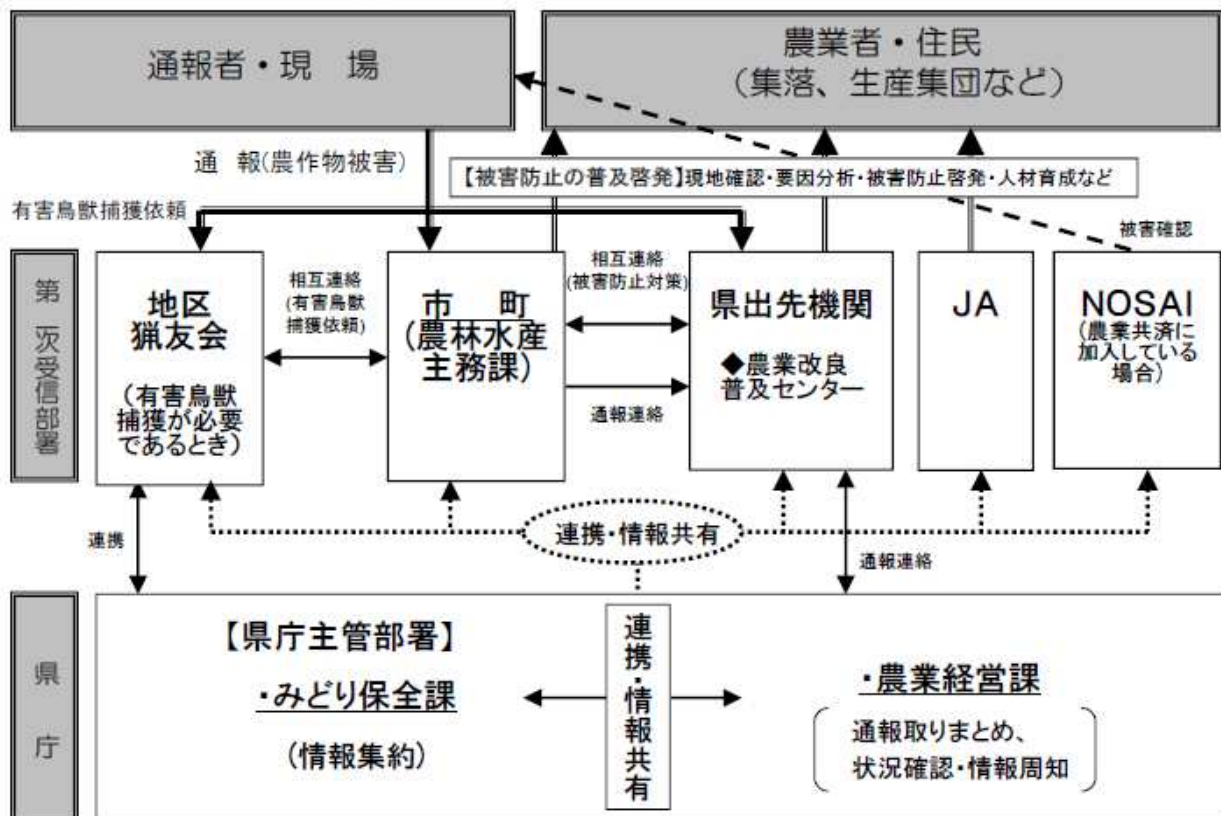


【参考資料 4】 連絡体制フロー

●住居集合地域等に出没した場合



●農作物被害が発生した場合



緊急連絡先一覧表

香川県庁・警察本部

主な業務	担当課名	電話番号	休日電話番号	ファックス番号	通知済 チェック
・野生鳥獣保護・狩猟に関する事	環境森林部 みどり保全課	087-832-3212	087-831-1111	087-806-0225	
・農作物の被害防止対策に関する事	農政水産部 農業経営課	087-832-3409	—	087-806-0203	
・家畜保健衛生所への情報提供	農政水産部 畜産課	087-832-3428	—	087-806-0204	
・保健福祉事務所への情報提供	健康福祉部 生活衛生課	087-832-3179	—	087-862-3606	
・警察署への情報提供	県警本部 生活安全企画課	087-833-0110	087-833-0110	電話連絡後に 送信可	
	県警本部 地域課	087-833-0110	087-833-0110		
	県警本部 通信指令課	087-833-0110	087-833-0110		

香川県出先機関

主な業務	機関名	電話番号	休日電話番号	ファックス番号	通知済 チェック
・農作物の被害防止対策に関する事 ・市町、警察署及びみどり保全課への連絡	東讃農業改良普及センター	0879-42-0190	—	0879-42-0196	
	中讃農業改良普及センター	0877-62-1022	—	0877-62-1553	
	西讃農業改良普及センター	0875-62-3075	—	0875-62-5353	
	農業試験場病害虫防除所	087-814-7317	—	087-814-7318	
	小豆総合事務所 農業改良普及課	0879-75-0145	—	0879-75-2477	
・市町、警察署及びみどり保全課への連絡 ・麻酔薬の処方	東部家畜保健衛生所	087-898-1121	—	087-898-9558	
	西部家畜保健衛生所	0877-62-0020	—	0877-62-3299	
	西部家畜保健衛生所西讃支所	0875-62-6109	—	0875-62-6129	
	小豆総合事務所家畜保健衛生室	0879-62-0359	—	0879-62-1438	
・市町、警察署及びみどり保全課への連絡	東讃保健福祉事務所	0879-29-8272	—	0879-42-5881	
	中讃保健福祉事務所	0877-24-9964	—	0877-24-8343	
	西讃保健福祉事務所	0875-25-4383	—	0875-25-6432	
	小豆総合事務所衛生課	0879-62-1374	—	0879-62-1384	

警察署

主な業務	警察署名	電話番号	休日電話番号	ファックス番号	通知済 チェック
・市町及びみどり保全課への連絡	東かがわ警察署	0879-25-0110	0879-25-0110	電話連絡後に 送信可	
	さぬき警察署	087-894-0110	087-894-0110		
	高松東警察署	087-898-0110	087-898-0110		
	小豆警察署	0879-82-0110	0879-82-0110		
	高松北警察署	087-811-0110	087-811-0110		
	高松南警察署	087-868-0110	087-868-0110		
	坂出警察署	0877-46-0110	0877-46-0110		
	高松西警察署	087-876-0110	087-876-0110		
	丸亀警察署	0877-22-0110	0877-22-0110		
	琴平警察署	0877-75-0110	0877-75-0110		
	三豊警察署	0875-72-0110	0875-72-0110		
	観音寺警察署	0875-25-0110	0875-25-0110		

市町名	連絡先	電話番号	休日電話番号	ファックス番号	備考
高松市	農 林 水 産 課	087-839-2422	087-839-2258	087-839-2423	
丸亀市	農 林 水 産 課	0877-24-8845	0877-23-2111	0877-24-8863	
坂出市	産 業 課	0877-44-5012	0877-44-5012	0877-44-3604	
善通寺市	農 林 課	0877-63-6316	0877-62-2121	0877-63-6356	
観音寺市	農 林 水 産 課	0875-23-3931	0875-23-3900	0875-23-3956	
さぬき市	農 林 水 産 課	087-894-1116	087-894-1116	087-894-9666	
東かがわ市	農 林 水 産 課	0879-26-1303	0879-26-1303	0879-26-1343	
三豊市	農 業 振 興 課	0875-73-3040	0875-73-3040	0875-73-3047	
土庄町	農 林 水 産 課	0879-62-7007	0879-62-7007	0879-62-2400	
小豆島町	農 林 水 産 課	0879-75-1900	0879-75-1900	0879-75-1522	
三木町	産 業 振 興 課	087-891-3308	087-891-3300	087-898-1994	
直島町	建 設 経 済 課	087-892-2224	087-892-2224	087-892-3888	
宇多津町	地 域 整 備 課	0877-49-8012	0877-49-8012	0877-49-8016	
綾川町	経 済 課	087-876-5282	087-876-5282	087-876-3120	
琴平町	農 政 土 木 課	0877-75-6709	0877-75-6709	0877-75-6722	
多度津町	産 業 課	0877-33-1113	0877-33-1113	0877-33-0600	
まんのう町	農 林 課	0877-73-0105	0877-73-0105	0877-73-0127	



イノシシ等が出没したときの対応マニュアル

平成 23 年 5 月

平成 25 年 12 月改訂

平成 27 年 4 月改訂

平成 27 年 7 月改訂

平成 28 年 6 月改定

平成 28 年 9 月改訂

事務局：香川県環境森林部みどり保全課

〒760-8570 高松市番町 4-1-10

TEL. 087-832-3212 FAX. 087-806-0225

E メール：midorihozen@pref.kagawa.lg.jp